

監 査 委 員

4 年監査公表第 8 号

令和3年度に執行した監査の結果（令和3年12月27日から令和4年2月28日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月7日

京都府監査委員 兎 本 和 久
 同 北 岡 千はる
 同 森 敏 行
 同 橋 本 幸 三

1 定期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 知事直轄組織

国際課

(指摘)

私費による支払処理が翌年度に判明し、立替払として処理したもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を共有し、適正な支払事務の執行について注意喚起を行った。

また、事業終了後や月毎の支払状況については、会計事務月次点検及びチェックリストによる点検を複数人で行うことで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を徹底することとした。

(2) 総務部

① 自転車競技事務所

(指摘)

行政財産使用料を過少徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに他の使用許可について、同様の事例がないことを確認するとともに、過少徴収となった相手方から不足額分の使用料を徴収した。

行政財産使用料を算定する際は、条例や規則等の確認を改めて徹底するとともに、複数職員で確認を行い、再発防止を図ることとした。

② 入札課

(要望)

貨物等公用車へのカーナビ等 I C T 機器搭載を標準仕様とする見直しの検討

(措置の内容)

車載用 I C T 機器類のうち「ドライブレコーダー」については、乗車職員のみならず、府民の安全・安心を守る観点からも、標準仕様とする必要性を有すると考えられることから、近隣府県の導入状況などを踏まえつつ、関係課と調整を図りながら、検討することとした。

一方、「カーナビゲーション」及び「E T C 車載器」については、公用車の配備所属の近隣における有料道路の有無や都市部と非都市部との地域性等使用状況や環境により必要性に差異が有ると考えるため、配備所属の意見や財政状況、他府県の導入状況や調達環境（半導体不足やサプライチェーンの混乱などによる調達困難となるリスク等）などの調査・研究を行うこととした。

③ 府有資産活用課

(要望)

行政財産使用料の算定誤り防止に向けた使用料算定式の全庁共通様式化

(措置の内容)

適正な行政財産使用料を算定することができる自動計算シートを作成し、府有財産戦略活用総括推進員等会議や職員ポータルに掲示板への掲載により、全庁に周知、共有を図り、算定誤りの防止を徹底した。

(3) 政策企画部

一般社団法人京都山城地域振興社、企画参事（現

・地域政策室)

(要望)

委託事業の実態に応じた再委託等の契約条項の改善

(措置の内容)

令和3年12月に開催したお茶の京都DMO定例会等において、業務委託契約の再委託の手続について周知するとともに、府職員に対しても事前に受注者から書面で申請させ、必要性等を精査した上で書面により承認する事務処理について周知、徹底を図った。

(4) 文化スポーツ部

府立体育館

(指摘)

行政財産使用料を過少徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、行政財産使用許可を担当する者全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、行政財産使用許可手続の手順について、再度徹底を図った。また、本件の相手方へ、追加徴収を行うとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後、行政財産使用料を算定する際は、その都度、根拠となる条例規則を確認するとともに、内部統制を機能させ、再発防止に努めることとした。

(5) 健康福祉部

① 保健環境研究所

(指摘)

誤った仕様書で契約していたもの

(措置の内容)

令和4年3月に開催した課長会議において指摘事項を周知し、仕様書作成時の確認を徹底するとともに、担当者と担当者以外のダブルチェックを行い、再発防止に努めることとした。

また、令和4年4月に業務実態に合わせるための変更契約を行った。

② 府立洛南病院

(要望)

薬剤管理システムと調剤システムの連動による薬剤管理の効率化の検討

(措置の内容)

病院の建替整備にあわせ、薬剤管理システムと調剤システムの連携など、薬剤の在庫数量の適正な管理を行うことができるシステムの構築を検討することとした。

③ 府立看護学校

(指摘)

謝金を同姓同名の別人に支払っていたもの

(措置の内容)

令和2年度中に正当債権者への支払及び誤払先からの返納手続を行うとともに、他に同様の誤りがないことを確認した。

今後は、講師の債権者一覧表(債権者番号・氏名・所属・住所・振込口座)を作成し、謝金管理システムの終了登録時に債権者の選択を氏名の入力ではなく債権者番号を登録することで同様の誤りを防ぎ、さらに支出命令書起票時、債権者一覧表と突合することにより、再発防止を徹底することとした。

(6) 建設交通部

① 山城南土木事務所

(指摘)

工事打合簿の設計変更概算額が複数未記載であったもの

(措置の内容)

監査終了後、技術職員会議において指摘事項を説明し、その内容について周知、徹底した。

今後は、設計変更(額の変更)に当たっては、設計変更概算額を記載した工事打合簿(写)を決裁文書に添付し、変更内容と併せて指示・協議の経過を確認するとともに、毎年度の定期人事異動後の技術職員会議においても周知、徹底し、再発防止を図ることとした。

② 一般財団法人京都技術サポートセンター

(指摘)

源泉所得税の遅延納付等、会計処理に複数の不備があったもの

(措置の内容)

監査終了後、関係職員に対して指摘事項を周知、徹底するとともに、会計処理に不備があった会計事務所(委託先)に対して顛末書の提出や、会計事務所内のチェック体制の確認を求めた。

今後は、源泉所得税の遅延納付等については、申告漏れがないよう所得税支払事務管理表を作成するとともに、会計処理の不備については、書類の確認を会計事務所に任せず、当センター内部の複数人でチェックする体制を構築し、再発防止を図ることとした。

(7) 南丹広域振興局

南丹広域振興局

(指摘)

時間外勤務手当が未支給であったもの

(措置の内容)

未支給であった時間外勤務手当については、令和3年10月の給与で支払を行い、同様の事例がないか、確認を行った。併せて課内会議において、週休日の勤務については、あらかじめ振替日を定めたうえで勤務を命じることとし、取得漏れ等が起きないように注意喚起を行った。併せて翌月初めに総務事務システムで振替等の入力漏れがないか複数人でチェックし、再発防止を徹底することとした。

(8) 中丹広域振興局

① 中丹広域振興局

(指摘)

行政財産使用料を過少徴収していたもの
(措置の内容)

監査終了後、係内で指摘事項について共有するとともに、直ちに当該部分を含めた使用料算定内容全体の点検を行い、差額は令和3年12月に徴収した。

今後は、その都度、根拠となる条例規則等を確認し事務執行に努めることとし、条例等が改正された場合には係内での情報共有を徹底し、その時点で手持ちの算定資料(計算シート)の修正を確実に行うこととした。また、実際の事務作業が年度当初となるため、担当が代わった場合でも正しい算定ができるよう他の職員による複数チェックを効果的に行うこととした。

② 中丹広域振興局(綾部)

(指摘)

行政財産使用料を過少徴収していたもの
(措置の内容)

監査終了後、使用許可全件の見直しを行い、使用料の差額は令和3年11月に徴収した。

今後は、根拠条例等を確認し再発防止を図る。特に事務が輻輳する年度当初に事務が集中すること、人事異動により事務に不慣れな体制での審査となることから、根拠条例等が改正された年度途中の時点でワークシートの修正を行うなど作業の時期を分散化することとした。

(指摘)

2箇年にわたり法定検査が未実施で、これに係る庁舎管理経費を過大徴収していたもの
(措置の内容)

法定点検について課内で情報共有されていなかったため、監査終了後、関係法令や庁舎管理業務一覧表を整理するとともに、課内会議で進捗状況を確認し、令和4年3月までに全ての点検を実施した。

今後は、再発防止のために業務量を把握し特定の時期や担当に集中しない柔軟な業務分担を行うこととし、また、経費の算定に当たっては積算資料を添付し、複数の職員により効果的なチェックを徹底することとした。

(9) 教育委員会

府立朱雀高等学校

(指摘)

給食業務従事者の健康診断が未実施であったもの

(措置の内容)

監査終了後、給食会議において内容の説明を行い、指摘された内容について周知を図った。

今後は、業務従事者の健康状態把握に一層留意し、適正に業務が実施されるよう、複数職員によるチェック及び受託業者との相互確認を徹底し、受診漏れ解消を図ることとした。